

診療報酬明細書

(歯科) 令和 2 年 11 月分

都道府県番号 医療機関コード

3	①注・回	3 後期	①単独	②本外	3 高外
3	2 公費	4 退職	2 2併	4 六外	0 高外7
1098	7()				

公費負担番号: _____ 公費負担医療の受給者番号: _____

氏名: 1男 3昭 43・5・11 生 職務上の事由: _____

傷病名部位: 7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7 P

診療開始日: 2 年 10 月 16 日 診療日数: 1 日 (日)

初診	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特	特専	特連	特地	外来限	外来限	点
再診	53 × 1	時間外 ×	休日 ×	深夜 ×	乳 ×	乳・時間外 ×	乳・休日 ×	乳・深夜 ×	特 ×	特専 ×	特連 ×	特地 ×	再外来限 3 × 1	56
管理・リハ	歯管 100	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	100
検査・制御	内毛外注	調	調	調	調	調	調	調	調	調	調	調	調	
X線検査	全額	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	200
処置・手術	う蝕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	10
その他	1 回目 (P 重防)													

公費分	請求	点	合計	666
点数	決定	点		
患者負担額 (公費)		円	決定	
高額療養費		円	一部負担	減額 割(円)
			金額	免除・支払猶予

事例②
歯科

歯周基本治療処置の算定について

歯周病重症化予防治療 (P 重防) を開始した日以降の歯周基本治療処置の算定については、令和2年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、次のように示されています。

【通知 令和2年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添②
歯科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特掲診療料
第8部 処置
第1節 処置料
I011-2-3 歯周病重症化予防治療
 (1)~(9) (略)
 (10) 歯周病重症化予防治療を開始した日以降に実施した区分番号C001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、区分番号C001-6に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、歯周炎の治療において行った区分番号I000-2に掲げる咬合調整、区分番号I010に掲げる歯周疾患処置、区分番号I011に掲げる歯周基本治療、区分番号I011-3に掲げる歯周基本治療処置、区分番号I029-2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、区分番号I030に掲げる機械的歯面清掃処置及び区分番号I030-2に掲げる非経口摂取患者口腔粘膜処置は、別に算定できない。ただし、(6)の場合は、この限りではない。

参考 令和2年3月5日付け厚生労働省告示第57号

別表第二
歯科診療報酬点数表
第2章 特掲診療料
第8部 処置
第1節 処置料
I011-3 歯周基本治療処置 (1口腔につき) 10点

注1 区分番号I011に掲げる歯周基本治療を行った部位に対して、薬剤により歯周疾患の処置 (区分番号I010に掲げる歯周疾患処置を除く。) を行った場合は、月1回に限り算定する。
 注2及び注3 (略)

本事例については、歯周病重症化予防治療を開始した日に歯周基本治療処置が算定されています。
 令和2年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号に、「歯周病重症化予防治療を開始した日以降に実施した区分番号C001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、区分番号C001-6に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、歯周炎の治療において行った区分番号I000-2に掲げる咬合調整、区分番号I010に掲げる歯周疾患処置、区分番号I011に掲げる歯周基本治療、区分番号I011-3に掲げる歯周基本治療処置、区分番号I029-2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、区分番号I030に掲げる機械的歯面清掃処置及び区分番号I030-2に掲げる非経口摂取患者口腔粘膜処置は、別に算定できない。(略)」と示されていますので、ご注意ください。